

深夜営業騒音の防止について

三重県生活環境の保全に関する条例では、騒音のない静かな町づくりを進めるため、飲食店営業などを営む皆さんについても、夜間における規制基準の遵守、カラオケなど音響機器の使用制限を規定しています。

営業騒音に対する三重県生活環境の保全に関する条例の内容

騒音の規制基準の遵守 (条例第50条)

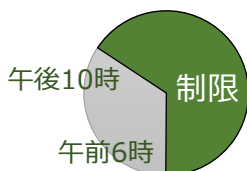
夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間）、営業所の敷地境界線において、次に掲げる規制基準を超える騒音を発生させてはいけません。

■ 規制対象営業

飲食店、喫茶店、ガソリンスタンド、ボーリング場、ゴルフ練習場、映画館

■ 規制時間

午後10時から
翌日午前6時



■ 制限区域

地域の区分		規制基準 (単位：デシベル)
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域		40
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	※	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	※	55
工業地域	※	60
その他の地域 (工業専用地域を除く)	※	50

※ 病院、診療所並びに特別養護老人ホーム等（規則第60条の各号に掲げる施設）の周囲50mの基準は上表からそれぞれ5デシベル減じた値とする。

音響機器の使用制限 (条例第51条)

深夜における良好な居住の環境を保全するため、騒音の防止を図る必要がある地域においては午後11時から翌日の午前6時までの間、次に掲げる音響機器を使用してはいけません。

なお、音響機器から発する音が営業所の外部に漏れない（正常な聴力のものが外部で聞いて音が聞こえない）措置を講じた場合は、この制限を受けません。

■ 対象営業

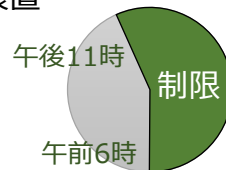
飲食店、喫茶店

■ 音響機器

音響再生装置、楽器、拡声装置

■ 使用禁止時間

午後11時から
翌日午前6時



■ 使用制限区域

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、三重郡朝日町、三重郡川越町及び度会郡玉城町の区域で、

- ・第1種低層住居専用地域 及び 第2種低層住居専用地域、
- ・第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域 及び 準住居地域、
- ・近隣商業地域 及び 商業地域

罰則など (条例第55条、第110条第2号)

騒音の規制基準の遵守
音響機器の使用制限

↓ (違反したとき)

行為の停止、施設の改善など必要な措置をとるべきことを勧告する

↓ (従わず、人の健康が損なわれ、又は周辺の生活環境の保全上著しい支障が生じたとき)

勧告に従うべきことを命ずる

↓ (違反したとき)

罰金20万円以下

防音対策のめやす

区分		減音効果 (デシベル)
窓	・アルミサッシ ・向上(二重) ・防音サッシ	20 25~30 25~30
出入口	・木製ドア ・鋼製ドア	15~20 20~25
壁	・コンクリートブロック 外断仕様	40
	・鉄筋コンクリート 外断仕様	45
その他	・遮音タイプ 換気扇	30

利用者の義務 (条例第52条)

飲食店営業等の利用者は、その利用に伴い発生する騒音により周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければなりません。

